

# 会津若松市議会議長交際費の公表に関する要綱

(平成20年4月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、市民の議会に対する理解と信頼を深めるため、必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額
- (5) 累計額
- (6) 件数

2 前項の規定にかかわらず、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定により、個人に関する情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、交際費執行状況（別記様式）により月毎に区分整理し、当月分を翌月の10日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 議長交際費の公表方法は、市のホームページに掲載する方法により行うとともに、閲覧の申し出があった場合は、議会事務局において交際費執行状況を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の閲覧は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）第6条の規定による開示請求の手続は要しないものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度分の議長交際費から適用する。

別記様式（第4条関係）

■ 交際費執行状況（ 年 月分）

支出月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額（円）

■ 累計（ 年度）

支出区分	累計額（円）	件数
会費		
弔費		
見舞金		
激励金		
懇談費		
贈答費		
その他		
合計		